

ものが把握されておるかどうかお尋ねいたしたいと思ひます。

三番目に、お未指置児の対策として児童福祉法の二十四条、ただし書に、「適切な保護をしなければならない」保育所に入所できない者、これについては、適切な保護をしなければならない、こういったふうに規定されております。これについて、市においては、具体的にどのようなようにしてその適切な保護に当たっておられるかお聞かせ願ひたいと思ひます。

四番目、公立の保育所と私立の保育所の間には何らかの格差があるのか。建物において古いとか新しいのでは目に見えたものははっきりございます。しかし、私ここで聞きたしたのは、保育児に対して、何らかの影響を及ぼすものがあるか、ないかのみにおいてお答え願ひたいと思ひます。

質問の中で学童保育事業について、福生市においても、学童保育事業の形態というのは、私が参考の資料として調べました他市十八市を見たときに、社会福祉協議会にその運営が委託されておるといふ形態で今日まで来ております。直接市の直営事業でやっておる方式と、社会福祉協議会での運営をなされるという点におきまして、どのようなものを

根拠としてやっておられるのか、そして、この市直営でやっておる市におきましては、条例化し、また規則等もありまして、これに對しての根拠を、措置をやっておるといふような状態でございます。これについて福生市には条例等がございせんけれども、その必要性があるのかないかお答え願ひたいと思ひます。

二番目に、学童保育事業を私の考えでは社会福祉協議会が行うということは、社会福祉協議会の本来の趣旨からいけば非常にむづかしい問題ではないかと、社会福祉協議会の事業目的、その他運営についても、いま部長がおっしゃっておられたように、これはやることのできるんだと言っておりますけれども、社会福祉協議会は、そのもととなる運営費等は、市の行政委託費とか、寄付金等によって賄っておるといふような状態でございますので、財政的状況からして学童保育事業を社協の独自の事業として行つていくのに、不安定要素があるのではないかと思ひますけれども、この点はいかなるものでしょうか。ただ、財政的に不安定だということ、市からとんとんと補助金を出していただくということであるならば、市が直営事業として行うことの方が、主体性も明確であり、事業としても安定し、子供のためにも

私はよいのではないかと考えますけれども、この点について御回答をお願いいたします。

青少年の対策につきましては、教育長から非常に今後の市の考え方、教育委員会としての施策等も説明がなされておりますけれども、あえて、私がここで青少年対策問題というものを今回一般質問として取り上げました。その背景には、八王子の東京家庭裁判所の支部でまとめられた、多摩、武蔵野地区の昨年一年間の青少年非行の実態を示す統計が出されました。対象年齢は十四歳から十九歳以下の少年の検挙補導件数でございます。これは一昨年より急に増加傾向になりました。昨年は、前年を一千二十四件も上回るというふうな状況でございます。全体で七千二百七件、少年人口一千人当たりの発生率でも全国平均を十件を上回る二十四・七件。それで、この地域が一番発生率が多いのかというワーストファイブを示しておりますけれども、ワーストファイブの中に当市が入っております。一位が昭島市の四十・四件、二位が国立市の三十三・五件、三位が西多摩郡の三十二・六件、四位が福生市の三十一・六件、全国平均の二二・五倍にもなるわけでございます。

五位が東大和の二十九・一件。そこで、裁判所で指摘しておるのは、この発生率の少ない地域から見たときに、福生市とワーストファイブの市においては、非常に社会移動が激しい地域社会の体型的な完成である。こういう点が指摘されております。市長が一つの公約として述べられたように、福生市に住んでよかったという町づくりをしてみたいと、こういった情熱を持って市長に御就任されたわけでございますので、ぜひひとつ、こういった、あすの福生市を担う青少年対策について、いかにしたら福生市の青少年が真っすぐに成長していくことができるか。また最近学校内暴力なんか非常に目立っておりますということも聞いておりますけれども、こういった点について細かい説明は教育長がいろいろ説明され、非常に結構なことだと思っておりますけれども、市長の考え方について市長からお答えを願いたいと思っております。

質問事項の第五項目の商工業振興対策に関しては、商工業対策について具体的な面で二、三お尋ねしたいと思っております。

福生市の商業発展のためには、私は将来の展望としては青梅線の立体化、これをなされなければ福生市の数々市はないと思っております。要するに、

東西で分断されてしまつておつたんでは、これは東口が開発され、西口が開発されても、東は東、西は西ということでございまして、そこに人間の行き来もバスの乗り入れというふうな問題もなかなかむずかしいんではないか、今後の福生市の未来像としての、この駅の橋上駅促進について、市長がどのような取り決めの方を今後されるか、お尋ねしたいと思ひます。

二点目、基本構想の実施計画で取り上げてある、共同商業施設補助の具体的内容、中小企業振興資金融資制度の現況並びにこの貸付枠の確保はどのようなになっているか、担当者にお尋ねいたします。

第二回目の質問を終わります。

○議長(小林菊三君) 三時五分まで休憩します。

午後二時五十五分 休憩

午後三時七分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長(田村匡雄君) 自席から仲村議員さんの御質問に対してお答え申こ上げます。

げます。

第一点目の拝島の跨線橋の建設でございすけれども、先ほど申し上げたとおり、なかなかこれも昭島市等の関係もございすし、いろいろ鉄道等のこともございまして大変に時間がかかる問題で、一応私も先ほど申し上げたとおり、最善を尽くしたいという考えを持っております。また、その間に入場券等で往復のことを何かやれないかというふうなお話でございましたけれども、駅等へ交渉したところ、それはちよつと不可能であるということですので、御了承をいただきたいと思います。

それから青少年対策でございすけれども、この問題については、前々から非常に真実慮してあるところでございすけれども、青少年問題協議会等でもいつも話題に上るわけでして、確かに敬言視庁等のいろいろデータを見ますと、この近辺が非常にその不良化が目立っているというふうなお話でございすけれども、あくまでも私も家庭ということを重きを置いて今後やっていかなければならないんじゃないかというふうなことで、私も文化施設とか、それからそういう環境の整正備等を進めて、よりよい生活環境の中で育つたというふうな考えでござい

ます。

それから、商工振興対策でございすけれども、先ほど仲村議員さんでござい
ろのことをお話がありまして、非常に結構なことだと思うわけでございすけれど
も、東西の通路、これについては、福生の橋上駅推進委員会等を——名称と
違いかもしれませんけれども、そういうたものができておまして、今のようになつて
るのでありますけれども、いづれにしてもこの町は商業の町でございまして、今後とも
そういうことを施策として前向きに私も検討していきたいというふうに考へてお
りますので、よろしく願ひいたします。

○福祉部長(森田 猛君) それでは私の方から御答弁申し上げます。

未措置児の問題でございす。保育所の定数の問題が第一点でござい
ますが、ゼロ歳児、この保育所につきましては、最低基準におきまして、児童
一人当たりの面積が定められておるわけでございす。また、ゼロ歳児につまして
は、東京都のゼロ歳児保育要綱というのがございまして、普通児童の倍
の面積を必要とするということになっております。したがって、ゼロ歳児をふやし
ますと、その分以上で面積が減つてきて、定数を逆に半分に減らさなければな

らないという問題が生じておるわけでございす。なお、福生市の四月一日現たの
ゼロ歳児でございすけれども、基準の定員が四十八名おるわけでございす。が、
新規申請が二十九名、継続が一名で、なお十八名の余裕があるというふうなこ
とで、われわれといたしましては、年齢別の定員枠の考えはございせん。なお、ゼロ
歳児の場合には、保育の数も二対三と、三人の子供を一人の保育が見るというふう
な関係、それから四、五歳児につきましては、三十人につき一人の保育と、非常に
離れた基準があるわけでございす。したがって、定数の変更はちやうと部
の方の認可がないとできないというふうな関係になると思ひます。

次に、いわゆる保育に欠ける者でございすけれども、現在、福生市といた
しましては、実際にどの程度のもがあるかという調査はしてございせん。なお、これ
らにつきまして、われわれが厳密に現在でも保育所に入つてゐる方を基準に合わし
ていたしますと、かなりの方がやめていかなければならないというふうな現状になつて
おります。したがって、われわれといたしましても、せうかの施設でございすのづ、
まあまあやむを得ないんだという入所の措置をとつてゐるということでございす。
それから二十四条の適切な保護でございすけれども、その裏を返しますと、

三九条で保育所は日保育に欠ける者を措置しなければならぬという条項もあるわけでございます。したがって、きようは保育に欠けるけれども、あしたは母親が休暇をとれたという場合は、それは保育に欠けないわけでございます。これらの措置は、われわれでは、とうてい三名の職員ではできません。これは福生市に限らず全国同じでございます。またわれわれが申請書を見ても、内容はいわゆる自営内職でございますので、そばに看護者がいるというふうに見られるわけでございます。これは見解の相違もあるかとは存じますが、保育所に措置するよりも保護者がそばにいうことはなお児童のためにもかえつてその方がよろしいんじゃないかというふうに考えております。

それから公立と私立の保育所の差でございますけれども、これは全くございませ人。郡立、市立、私立とあるわけでございますが、施設を見ますと、たしか郡立福生保育園が一番古く施設も古いと言われるわけでございます。あとが十一園につましては全部鉄筋化になりました。市の保育園、郡立福生保育園よりも私立の保育園の施設そのものはリッパでございます。逆に、市の保育園等につきますと、前にも原議員よりから御指摘されたことでございますが、給食調

理室等につきますとも非常に粗末なものでございまして、われわれといたしましては、かえって公立保育所の方の整備をしなければならぬんじゃないかというふうに考えております。

それから、学童保育の社協委託が是か否かと、また根拠はと、こう申されておるわけでございますが、われわれといたしまして、東京都の運営指導要領、その要綱に基づきまして実施をしておるわけでございます。したがって、施設、職員の資格云々は全部東京都の方に毎年審直を出しております。それに従いまして、東京都の方でも補助金の交付が受けておるわけでございますので、社協委託が適切であるというふうに考えております。なお、各市におきましては、直営、あるいは社協委託、また一部社協委託の市もございしますが、要綱、あるいは条例、規則、それだけのものでやっておるわけでございますが、福生といたしましては、学童保育実施運営要綱、東京都の運営要綱がございしますが、それに基きまして、福生市学童保育事業実施要綱、これに基づきまして社会福祉協議会に業務を委託しておるものでございます。したがって、これが妥当ではないかというふうに考えております。

それから社協委託は、これは安易に経費が安く上がるからというばかりで
やっておるわけじゃございません。なお、この児童保育事業の委託につきましては
福生市の社会福祉協議会が任意社協のときから社会福祉協議会にお願い
している、いわゆる歴史的な経過もあるわけでございます。なおそれといたしま
しても、社会福祉協議会の常務理事をやっておるわけでございますが、七月の
二十三、二十四、東京都の監査が実施されたわけでございます。その監査状況、
これは私だけではなく、正副会長も呼ばれておたわけでございますが、実にリッパ
であるというふうなおほめの言葉をいただき、会計、決算、事業内容につきまし
ても、指摘する事項はなく、他の社会福祉協議会の模範になるというふうな
講評を受けておるわけでございます。これらを合わせて考えますと、福生市が
社会福祉協議会に業務を委託しておるといふことも適切ではないかというふう
に思えるわけでございます。

○市民部長(生田国利君) 商業振興対策につき、先ほど市長が御答弁申し
上げたもう一点の融資の関係につきまして御答弁申し上げます。
中小企業振興資金といたしまして、現在二千五百万円の資金を持ちまして

これを貸し付けたいとおるわけですが、最高四百五十万、運転資金五百五十万
円の設備費が三百五十万。現在の状況を申し上げますと、現在は百八十四万貸
し付けしております。金額にしましては返済、いわゆる貸付金でございますが、
これは毎日償還になっておりますが、現在は高といたしますと九千四百七十九万
が三月末の返済額になっております。したがって、この金額が毎月入ってくるわけ
です。しかし、その反面、本年度ですと二千二百万円ばかりお貸ししております。十
件の二千二百万円本年度に入ってお貸ししておるわけでございます。それは五十四年度
から見ますと、五十四年度は、全体的に一年間に貸し出した額というものは約三
千二百万円、本年度ですと二千二百万円の貸し付けをしておるわけですが、最近の
利息の問題から、非常にこの融資を利用される方が多くなったというふうなこ
とが考えられるわけでございます。

それともう一つ、先ほどの公共施設に対する補助ということでございますが、この
公共施設につきましては、確かに私の方の補助金の要綱の中には商店街、あ
るいはその商業団体が組織された、いわゆる商業団体にたいして補助するんだ
というところになっておりますので、したがって、その地域でまだ商店街が組織でき、

てない場合には、現在の補助規定では補助金の対象にはならないということになります。しかし、そのような商業的な施設をやろうということになりますれば、そこにはそれ相当の商店街がある、商店の店があるわけでございますから、できれば商工会としては、そういうふうな指導的立場にある商工会としても、やはり組織化されていくことが非常に望ましいわけですから、その際には、私の方も協力いたしまして組織をつくって補助の対象にさせていくということの方が、これは当然だと思えます。したがって、商工会とよく相談をいたしますので、もし、そういうふうな地域的なことがございしますれば、漸進的に私の方も進めたいというふうに考えております。

○二番(仲村清信君) 一つずつ整理していきなさいと思います。

質問事項の第一項目につきましては、現在において、その入場券と許可証等ですわ。そういうものについても、私鉄、国鉄の方でも無理であるというふうな回答でございしますので、基本的にこの拝島駅の総合的な開発計画については、行政区域の違う昭島市、それから福生市両市でそれぞれ計画の中にお互いええ持っているんだと、早急にこの実現方を強く望みます。第一項目については終わります。

第三項目について私がいろいろ質問をさせていただいておるのは、いろいろの学童保育

育事業等にしろも他の市町村との資料を検討した上で申し上げておるわけがございまして、私協委託でございといふと、その根拠は、これこれこうだといふことで部長の方からも説明をもらいました。本当にそのような形で進んでおれば結構だと思えますが、事業経費等を見たときに、他市と比べてその定数にかかっておる事業経費が極端に福生市が低いということは、児童にそのお返しが必要ではないかというところが私の質問の趣旨でございします。また、これも経費を非常にかけないで、かけなくても他市に比べてリッパにやっておるということならば、これは非常にすばらしいことである。そして、指導員の身分、採用条件等についてもほとんど市の市においては指導員資格——保育士の資格を持った者とか、教員免許を持った者とかというふうな採用条件にはつきりとうたっておりますが、特に福生市にはそれはないというふうなことで、その指導員等が有資格者が指導したとすると、無資格者の指導により保育児童に影響があつてはいけないうと、運営面での問題、なぜ福生市が事業費を少なくしても、児童にはこういうすばらしい形で運営されておるといふ内容と、その指導員が資格を持たない者であつても他市の学童保育と比較したときに何ら差をとりがたいんだといふ点をお聞

かせ願つて、この項目は終わりたいと思います。

あと、この商業振興につきましては、将来への福生市の開発ということと、ぜひともその中心地である福生駅の橋上駅促進等について漸進的な取り組みを要望したいとして、終わらせていただきます。

○福祉部長(志村田 猛君) 福生市の学童保育の事業費の問題でございますけれども、確かに他市に比べて事業費は少ないと思います。しかし、児童にかかる負担につきましては他市よりも負担は一銭も少なくております。したがって職員の経費でございます。勤務時間のわれわれと違う時間の面、また、市がかなり援助をいたしまして実施してあるわけでございます。二十六市の学童保育の状況を見ますと、たしか保護者からかなりの負担を取っている市が最近では非常に多くなつてきました。おやつ代、あるいは文具の教材、最低五百円から大きいところでは五千円徴収してあるようでございます。福生市としては、福生市学童保育要綱の中にも、費用は原則として無料とするというようなことで実施しておりますので、そういうふうになるかとも思います。直接処遇にかかる児童には影響はございません。

次に、指導員の云々でございますけれども、たしか東京都におきましても、われわれが指導員の有資格者、保母または教員の資格を有する者、これが十五名中九名おります。それからあとは児童の養育に知識経験を有する者、といふ、これが入つてあるわけでございますので、一般的に見まして、義務教育以上の者はまた家庭に自分の子供がいるというような場合は適格者といふふうに東京都の方でも申しております。それからまたわれわれが直接指導員にいろいろな話を聞き、他市の状況等を見つておりますと福生市の社会福祉協議会の指導員十五名は、何ら遜色はございません。われわれといたしましても、安心をいたして業務の委託ができるものと信じております。

○議長(小林南三君) 次に九番小野沢 久君。

(九番 小野沢 久君登壇)

○九番(小野沢 久君) 通告に従ひまして、一般質問 三点についてさせていただきます。まず防災行政について。

いつ来るかわからない。また中から準備しては間に合わない災害に対し、住民の生命、財産を保護し、住民生活の安定を図る行政を進めなければならな

行政担当者その使命は大変大きいと思います。そして、行政だけによる防災対策などあり得るわけがございません。町ぐるみ、住民ぐるみの防災対策が重要だと思います。そこで住民の地域防災組織についてお尋ねをいたします。行政サイドでの組織は、市の防災計画に見るように明確にされ、先日の防災訓練等により、その対応はそれなりの成果を上げつつあると思います。せんだっての部の防災に関する世論調査の中間報告を見ますと、地域防災組織があるという答えが二六・七％、ないという答えが三五％、わからなという答えが三八・三％となっております。また地域防災組織が必要であるが七二・二％あります。これは区部の数字ですが、当市における数字はどのようになっているか。

次に、正確な情報伝達と避難について。

防災時には、正確な情報により組織的に行動をとらなくてはなりません。マスコミによる情報を一番先に信じると、いうデータもあります。地域では、広報無線、広報車、バイク等あるようですが、広域に同時に情報を伝えるという点では広報無線がすぐれているのではないかと考えます。そこで、この広報無線が災害時に十分に対応できるかどうか、発信機等が倒れたり、またスピーカー

が破損しないかどうか、昨年の一般質問にも聞きました。聞き取りにくい地域の対応はその後どうなっているか。

また避難所について、避難所収容施設の指定がなされ、それぞれに看板が掲げられている。また計画では、避難所は町会、または小学校通学区域とするとなっているが、そこで実際に自分はどこに避難すればいいか。避難路はどうとればよいかという指導、あるいはPRはどのように行われているか。また、児童生徒の避難及び登下校について教育委員会の対応はどのようになっているか。次に防災必需品等の管理等について。

非常持ち出し品、準備等について、これも部の調査ですが、まとめてあり、いつでも持ち出せるが一八・八％、幾つか準備しているが二九・八％、特に何も準備していないが五一・四％と、関心は毎年高まっておりすが、まだまだと思います。そこで本来なら各家庭で準備するものであります。何を準備すればいいのかというような見本でもよいし、PRをしたらどうか。また、それをセットで購入するような場合には、市が何％の補助をするような考え方はあるかないか。

また、災害時の食糧について、市の防災計画によりますと、米穀について

は指定業者三十三店より、市が購入することになっております。この場合、市が一括で買い上げ、これを罹災者に支給し、罹災者個人は業者からは買わないのかどうか。あるいは、売り惜しみ等が起る可能性が大きいわけですが、その辺の話し合いを業者と行っているかどうか。

続いて、防災機器の維持管理について、どう水を清水にかえる装置、この間防災訓練でも見せていたと思いますが、エンジン、あるいは発電機、チェンソー等がいつでも使えるような状態になっているのかどうか。

もう一点、ふん尿について、下水道が普及してまいりますと浄水がストップした場合使えなくなるわけですが、市の計画によりますと、委託業者が収集処理に当たるということになっておりますが、どういう考え方を持っているのか。防災の最後ですが、いままでいろいろ細かな部分についてお尋ねをいたしました。大変広範囲にあたる防災行政でありますので、市長として、その任期中にどういう計画を持って、具体的に取り組んでいるのか具体的に回答をいただきたいと思います。

第二番目ですが、下水道について。

健康で快適な生活を送るために下水道の整備が急がれているわけですが、一部供田開始から関係者の協力により、かなりよいペースで普及しているものと思えますが、現在の普及状況はどうなっているか。また関連の多摩川上流流域下水道の各市町等との比較はどうなっているか。また終末処理場の運転状況はどのようになっているか。

次に、不明水について、下水の使用量より処理場における処理量の方が多い場合に不明水が発生するわけですが、その不明水が相当あるということを知りました。また、昨年の十二月の三号補正でも六百三十万円の予算を計上して、流量計の設置をしたわけですが、その後不明水がどのくらいあったか。また一般会計からの繰入金で五十二年には三億一千万円、五十三年には三億九千万円、五十四年当分で五億五千円あります。今後、この一般会計からの繰り入れの推移はどのようになっていくのか。

三番目に、住居表示についてお尋ねいたします。

昨年の六月定例会で林田議員が一般質問し、石川前市長は遅くとも五十五年三月までには審議会をつくり、五十五年の当初予算には調査費を